

士別市営住宅家賃減免制度について

士別市では市営住宅に入居している方で、次に掲げる特別の事由がある場合は、家賃の減免をすることができます。

- ① 入居者又は同居者の収入が少ないとき
- ② 入居者又は同居者が病気にかかったとき
- ③ 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき

・手続き期間

毎月10日までに手続きが完了しなければ翌月からの減免になりません。（該当日が土日、祝日の場合はその前の平日）



・減免の認定について

認定については、上記①～③のいずれにおいても、生活保護法の基準額を基礎として、家族全員の1年間の収入を合算して算定します。減免申請に必要な添付書類については次のとおりです。

・申請に必要な収入の確認できるもの

給与収入	事業収入	年金収入	収入が無いとき	その他
源泉徴収票	所得証明書	国民年金 厚生年金	無職無収入申出書	児童手当
所得証明書	確定申告書(写し)	共済年金 企業年金	ハローワークからの	児童扶養手当
確定申告書(写し)	確定申告に使用	障害年金 遺族年金	雇用保険受給資格者	給付金
給与証明書	した過去1年間	恩給 以上の源泉	証や給付金の受給が	仕送り
給与明細(必要分)	の収支明細	徴収票か振込通知書	分かるもの	養育費

- ※ 上記以外の収入があるときは、それぞれの証明に係る必要な書類を提出していただくことがあります。
- ※ 4月1日～6月10日の期間に減免申請をする場合は、所得証明書を使用することはできません。

・申請に必要なもの

- 減免申請書（住宅係窓口にあります）
- 収入のわかるもの（上記の書類です）
- 障害者手帳（等級が1級～3級のもの）
- その他（状況により必要な書類があります）
- （身体及び精神以外の障がいなどの場合、国民年金証書が必要な場合があります）

※マイナンバーカードでは減免申請は受付できませんので、ご注意ください。

・減免後の家賃について

家賃を減額するにあたり収入状況から算出して次のとおりの減免率になります。

入居者全員の総収入が生活保護法に基づく基準月額以下の場合 ⇒ 家賃の7割を減額
総収入が基準額を超えていても、基準額の1.2倍以下の場合 ⇒ 家賃の3割を減額